

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後			改正前		
(1) 引用の法令番号			(1) 引用の法令番号		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
こ	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)
し	<u>事業性融資の推進等に関する法律</u>	<u>令和6年法律第52号</u>	し	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
わ	<u>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法</u>	<u>令和5年法律第69号</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 省略用語			(2) 省略用語		
索引	省略した用語	省略された用語	索引	省略した用語	省略された用語
こ	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)
し	<u>事業性融資推進法</u>	<u>事業性融資の推進等に関する法律</u>	し	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
ほ	(省略)	(省略)	ほ	(同左)	(同左)
	<u>防衛財源確保法</u>	<u>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
れ	(省略)	(省略)	れ	(省略)	(省略)
	連帯納付責任	法第9条の3《法人の分割に係る連帯納付の責任》、相続税法第34条《連帯納付の義務等》、地価税法第29条《土地等の贈与等を受けた場合の連帯納		連帯納付責任	法第9条の3《法人の分割に係る連帯納付の責任》、相続税法第34条《連帯納付の義務等》、地価税法第29条《土地等の贈与等を受けた場合の連帯納付義務》、法人税法第

新旧対照表

改正後		改正前	
	付義務)、法人税法第 152 条第 1 項《通 算法人の連帯納付の責任》及び第 3 項 《受託者の連帯納付の責任》、地方法 人税法第 31 条《連帯納付の責任》、 <u>防 衛財源確保法第 41 条《連帯納付の責 任》</u> 並びに消費税法第 15 条第 13 項《法 人課税信託の受託者に関するこの法 律の適用》の規定による連帯納付責任		152 条第 1 項《通算法人の連帯納付 の責任》及び第 3 項《受託者の連帯 納付の責任》、地方法人税法第 31 条《連帯納付の責任》並びに消費税 法第 15 条第 13 項《法人課税信託 の受託者に関するこの法律の適 用》の規定による連帯納付責任
連帯納付責任者	法第 9 条の 3 《法人の分割に係る連帯 納付の責任》、相続税法第 34 条《連帯 納付の義務等》、地価税法第 29 条《土 地等の贈与等を受けた場合の連帯納 付義務》、法人税法第 152 条第 1 項《通 算法人の連帯納付の責任》及び第 3 項 《受託者の連帯納付の責任》、地方法 人税法第 31 条《連帯納付の責任》、 <u>防 衛財源確保法第 41 条《連帯納付の責 任》</u> 並びに消費税法第 15 条第 13 項《法 人課税信託の受託者に関するこの法 律の適用》の規定による連帯納付責任 を負う者	連帯納付責任者	法第 9 条の 3 《法人の分割に係る連 帯納付の責任》、相続税法第 34 条 《連帯納付の義務等》、地価税法第 29 条《土地等の贈与等を受けた場 合の連帯納付義務》、法人税法第 152 条第 1 項《通算法人の連帯納付 の責任》及び第 3 項《受託者の連帯 納付の責任》、地方法人税法第 31 条《連帯納付の責任》並びに消費税 法第 15 条第 13 項《法人課税信託 の受託者に関するこの法律の適 用》の規定による連帯納付責任を 負う者
国税通則法基本通達（徴収部関係）目次		国税通則法基本通達（徴収部関係）目次	
第 1 章 総則		第 1 章 総則	

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4節 送達</p> <p style="text-align: center;">第14条関係 公示送達</p> <p>1 住所及び居所が明らかでない場合</p> <p>2 外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合</p> <p>2-2 特定納税管理人との関係</p> <p>3 <u>公示事項を閲覧することができなくなった場合等の効力</u></p> <p>4 公示送達による場合の書類を発した日</p>	<p style="text-align: center;">第4節 送達</p> <p style="text-align: center;">第14条関係 公示送達</p> <p>1 住所及び居所が明らかでない場合</p> <p>2 外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合</p> <p>2-2 特定納税管理人との関係</p> <p>3 <u>掲示した書面が破損をした場合の効力</u></p> <p>4 公示送達による場合の書類を発した日</p>
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 国税の納付義務の承継等</p> <p style="text-align: center;">第8条関係 国税の連帯納付義務について</p> <p>(法人税等の納付義務と法人税法第152条第1項の連帯納付責任の関係)</p> <p>5 法人税、<u>地方法人税又は防衛特別法人税</u>（以下5において「法人税等」という。）の納付義務について生じた事由の法人税法第152条第1項《連帯納付の責任》（地方法人税法第31条第1項《連帯納付の責任》<u>又は防衛財源確保法第41条第1項《連帯納</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 国税の納付義務の承継等</p> <p style="text-align: center;">第8条関係 国税の連帯納付義務について</p> <p>(法人税等の納付義務と法人税法第152条第1項の連帯納付責任の関係)</p> <p>5 法人税<u>又は</u>地方法人税（以下5において「法人税等」という。）の納付義務について生じた事由の法人税法第152条第1項《連帯納付の責任》（地方法人税法第31条第1項《連帯納付の責任》<u>において準用する場合を含む。</u>）に規定する連帯納付責任に対す</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>付の責任》において準用する場合を含む。)に規定する連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた事由の法人税等の納付義務に対する効力は、次によるものとする。</p>	<p>る効力及び連帯納付責任について生じた事由の法人税等の納付義務に対する効力は、次によるものとする。</p>
<p>(1)~(3) (省略)</p>	<p>(1)~(3) (同左)</p>
<p>第4節 送達</p>	<p>第4節 送達</p>
<p>第12条関係 書類の送付</p>	<p>第12条関係 書類の送付</p>
<p>書類の送達場所</p>	<p>書類の送達場所</p>
<p>(破産者等に対する送達)</p>	<p>(破産者等に対する送達)</p>
<p>4 送達を受けるべき者について次に掲げる事実が生じたことが明らかな場合には、それぞれ次に定める者の住所等に書類を送達するものとする。</p>	<p>4 送達を受けるべき者について次に掲げる事実が生じたことが明らかな場合には、それぞれ次に定める者の住所等に書類を送達するものとする。</p>
<p>(1)~(5) (省略)</p>	<p>(1)~(5) (同左)</p>
<p>(6) 相続人不存在のため相続財産の<u>清算人</u>が選任されたとき 相続財産の<u>清算人</u> (民法第952条参照)</p>	<p>(6) 相続人不存在のため相続財産<u>管理人</u>が選任されたとき 相続財産の<u>管理人</u> (民法第952条参照)</p>
<p>(7)・(8) (省略)</p>	<p>(7)・(8) (同左)</p>
<p>(9) <u>企業価値担保権の実行手続の開始決定があったとき 管財人(事業性融資推進法第113条第1項参照)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第14条関係 公示送達</p>	<p>第14条関係 公示送達</p>
<p>(公示事項を閲覧することができなくなった場合等の効力)</p>	<p>(<u>掲示した書面が破損をした場合の効力</u>)</p>
<p>3 法第14条第2項の規定により行う次に掲げる措置について、<u>その措置を開始した日のうちいずれか遅い日から起算して7日を経過する日までの間に、公示事項</u></p>	<p>3 法第14条第2項の規定により<u>掲示した書面が、その掲示を始めた日から起算して7日を経過する日までの間に破損又は脱落した場合であっても、公示送達の効</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(同項に規定する公示事項をいう。以下第14条関係において同じ。)</u>を閲覧することができなくなった場合又は<u>掲示した書面が破損若しくは脱落した場合</u>であっても、<u>その措置に係る公示送達の効力には影響はない。</u>この場合には、速やかに<u>公示事項を閲覧することができる状態に復旧すること又は書面の破損の箇所を補修し、若しくは書面を掲示すること</u>に取り扱う。</p> <p>(1) <u>公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置</u></p> <p>(2) <u>公示事項が記載された書面を掲示する措置又は公示事項を税務署等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置</u></p> <p>(公示送達による場合の書類を発した日)</p> <p>4 公示送達に係る書類は、法第14条第2項の規定により<u>次に掲げる措置を開始した日のうちいずれか遅い日が、その書類を発した日となる。</u></p> <p>(1) <u>公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置</u></p> <p>(2) <u>公示事項が記載された書面を掲示する措置又は公示事項を税務署等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置</u></p>	<p>力には影響はない。この場合には、速やかに破損の箇所を補修し、<u>又は掲示すること</u>に取り扱う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(公示送達による場合の書類を発した日)</p> <p>4 公示送達に係る書類は、法第14条第2項の規定により<u>掲示を始めた日が、その書類を発した日となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 納税の猶予及び担保</p> <p style="text-align: center;">第1節 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第46条関係 納税の猶予の要件等</p> <p>第2項の猶予</p>	<p style="text-align: center;">第4章 納税の猶予及び担保</p> <p style="text-align: center;">第1節 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第46条関係 納税の猶予の要件等</p> <p>第2項の猶予</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(その他の事実)</p> <p>12 法第46条第2項第5号の「前各号のいずれかに該当する事実と類する事実」とは、おおむね次に掲げる事実をいう。</p> <p>(1) 第1号又は第2号に類するもの</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 納税者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる事実が生じたため、その債務者に対する売掛金等(売掛金のほか、前渡金、貸付金その他これらに準ずる債権を含み、また、これらの債権について受領した受取手形のうち割り引かれていない部分の金額及び割り引かれているものであっても、不渡り等のため買戻しを行ったものを含む。)の回収が不能又は著しく困難になったと認められること(従前に比べて決済に要する期間が著しく長期化したと認められる場合を含む。)</p> <p>(イ)～(ル) (省略)</p> <p><u>(7) 企業価値担保権の実行手続の開始決定があったこと。</u></p> <p>ホ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 国税の還付及び還付加算金</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 還付</p> <p>還付</p> <p>(破産者等への還付)</p> <p>8 還付を受けるべき者に次に掲げる事実が生じた場合には、その還付金等((1)の場合は破産財団に属するものに限る。)は、還付金を受けるべき者を明示した</p>	<p>(その他の事実)</p> <p>12 法第46条第2項第5号の「前各号のいずれかに該当する事実と類する事実」とは、おおむね次に掲げる事実をいう。</p> <p>(1) 第1号又は第2号に類するもの</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 納税者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる事実が生じたため、その債務者に対する売掛金等(売掛金のほか、前渡金、貸付金その他これらに準ずる債権を含み、また、これらの債権について受領した受取手形のうち割り引かれていない部分の金額及び割り引かれているものであっても、不渡り等のため買戻しを行ったものを含む。)の回収が不能又は著しく困難になったと認められること(従前に比べて決済に要する期間が著しく長期化したと認められる場合を含む。)</p> <p>(イ)～(ル) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第5章 国税の還付及び還付加算金</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 還付</p> <p>還付</p> <p>(破産者等への還付)</p> <p>8 還付を受けるべき者に次に掲げる事実が生じた場合には、その還付金等((1)の場合は破産財団に属するものに限る。)は、還付金を受けるべき者を明示した</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>上でそれぞれ次に定める者に還付するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 相続人不存在のため相続財産の清算人が選任された場合 相続財産の清算人 (民法第952条参照)</p> <p>(3)~(7) (省略)</p> <p>(8) <u>企業価値担保権の実行手続の開始決定があった場合 管財人 (事業性融資推進法第113条第1項参照)</u></p>	<p>上でそれぞれ次に定める者に還付するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 相続人不存在のため相続財産管理人が選任された場合 相続財産管理人 (民法第952条参照)</p> <p>(3)~(7) (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">第9章 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第9章 雑則</p>
<p style="text-align: center;">第123条関係 納税証明書の交付等</p>	<p style="text-align: center;">第123条関係 納税証明書の交付等</p>
<p>証明の請求</p>	<p>証明の請求</p>
<p>(国税の年度)</p>	<p>(国税の年度)</p>
<p>3 令第41条第4項第2号イ《納税証明書の交付の請求等》の「国税の年度」とは、所得税については所得の生じた暦年、法人税については所得の生じた事業年度（各対象会計年度の国際最低課税額、国際最低課税残余額及び国内最低課税額に対する法人税にあっては、対象会計年度）、消費税については課税資産の譲渡等を行った課税期間、その他の国税については国税収納金整理資金に関する法律施行令第3条第1項《年度の区分》に規定する会計年度（第二次納税義務、国税の保証債務等にあっては、納付通知書等を発した日の属する会計年度）をいうものとする。</p> <p>なお、附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となった国税の属する年度とする。</p>	<p>3 令第41条第4項第2号イ《納税証明書の交付の請求等》の「国税の年度」とは、所得税については所得の生じた暦年、法人税については所得の生じた事業年度（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税にあっては、対象会計年度）、消費税については課税資産の譲渡等を行った課税期間、その他の国税については国税収納金整理資金に関する法律施行令第3条第1項《年度の区分》に規定する会計年度（第二次納税義務、国税の保証債務等にあっては、納付通知書等を発した日の属する会計年度）をいうものとする。</p> <p>なお、附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となった国税の属する年度とする。</p>